

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第5号（平成19年2月8日）

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条第1項及び第70条第1項の規定に基づき、非常勤の職員の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第2条 この条例で「職員」とは、広域連合長、副広域連合長、議会の議員、選挙管理委員、監査委員、審査会、審議会等の委員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けないものをいう。

（実施機関）

第3条 次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる機関（以下「実施機関」という。）は、この条例で定める補償の責めに任ずる。

広域連合長、副広域連合長、選挙管理委員及び監査委員 広域連合長

議会の議員 議長

前2号に掲げる職員以外の職員 任命権者

2 実施機関は、災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会の意見を聴かなければならない。

（審査）

第4条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会に対し、審査を申し立てることができる。

(準用)

第5条 この条例に定めるもののほか，補償に関しては，宮城県の非常勤職員公務災害補償等条例（昭和42年宮城県条例第41号）を準用する。この場合において，同条例中「知事」とあるのは「広域連合長」と，「執行機関である委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員」とあるのは「広域連合長，副広域連合長，選挙管理委員及び監査委員」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。